

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：保健師または看護師 保健所保健予防課】

令和 7 年度に大津市において任用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、任用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（週 3 5 時間勤務）

2 募集職種 保健師 または 看護師

3 業務内容

感染症対策及び結核対策事業に係る相談業務

- (1) 感染症・結核患者の疫学調査、調査の補助に関する業務
- (2) 結核患者の療養支援、服薬指導に関する業務
- (3) データ入力、カルテ整理 など
- (4) 市民からの感染症事業に関する問い合わせ等

4 募集対象

- (1) 保健師または看護師免許を有していること
- (2) 普通自動車免許（AT 可）を有すること
 - ※運転免許取得後 1 年以上経過していること
 - ※免許取得の有無については相談が可能です。
- (3) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (4) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）9 時から令和 7 年 11 月 6 日（木）17 時まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③職務経歴書
- ④保健師または看護師の免許証（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時～ 17 時

【連絡先】大津市 健康福祉部 保健所 保健予防課 山田 まで 電話番号：077-522-7228

7 選考日時及び選考会場

令和7年11月7日（金）9時30分～ 大津市保健所（明日都浜大津）の会議室

※応募受付時に選考日の受付時間をお伝えします。

8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

面接試験日から1週間後までに、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和7年12月1日から令和8年3月31日（予定）まで ※正規職員の育児休業に伴い生じた期間限定で募集する職になります。任用期間は令和8年3月31日までとし、原則として再度の任用はありません。ただし、休業者が育児休業を翌年度も取得する場合、翌年度も一定期間について職が設置される可能性があります。その場合は、勤務成績等により再度任用する場合があります。 任用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付任用とし、良好な成績で勤務して初めて正式任用されます。
勤務地	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階 大津市健康福祉部保健所保健予防課
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目3日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日） 9：00～17：00 休憩60分
基本給	保健師：週35時間勤務 月額245,538円～260,798円 看護師：週35時間勤務 月額236,874円～256,466円 ※任用されるまでの職歴によって決定します。（任用決定後に在職証明書の提出が必要になる場合があります。）
諸手当	期末勤勉手当 なし。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。 ・36協定における特別条項：あり 「特別な事情」にあたる場合

【臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合】

健康危機に係る事態（医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康を脅かす事態等）が発生し、それに対する健康被害の発生予防、拡大防止等に関する業務が特に集中し、一人当たりの業務が増加し、当日中に処理をしなければならない場合。